

一 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（流動負債の区分表示） 第四十九条 「略」 2 「略」 3 第一項第七号の未払法人税等とは、法人税、<u>地方法人税</u>、住民税（<u>都道府県民税及び市町村民税をいう。</u>以下同じ。）及び事業税の未払額をいう。 「4・5 略」</p> <p>（固定負債の区分表示） 第五十二条 固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならぬ。 い。 「一〇四 略」 五 長期未払法人税等 六〇十 「略」</p>	<p>（流動負債の区分表示） 第四十九条 「同上」 2 「同上」 3 第一項第七号の未払法人税等とは、法人税、<u>住民税</u>（<u>都道府県民税及び市町村民税をいう。</u>以下同じ。）及び事業税の未払額をいう。 「4・5 同上」</p> <p>（固定負債の区分表示） 第五十二条 「同上」 「一〇四 同上」 「号を加える。」 五〇九 「同上」</p>

2 「略」

3 第一項第七号の引当金は、退職給付引当金その他当該引当金の設定目的を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

第五十三条 第五十二条第一項第十号に掲げる項目に属する負債のうち、株主、役員若しくは従業員からの長期借入金又はその他の負債で、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の五を超えるものについては、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

(繰延税金資産及び繰延税金負債の表示)

第五十四条 第三十二条第一項第十三号に掲げる繰延税金資産と第五十二条第一項第六号に掲げる繰延税金負債とがある場合には、その差額を繰延税金資産又は繰延税金負債として投資その他の資産又は固定負債に表示しなければならない。

(当期純利益又は当期純損失)

第九十五条の五 次に掲げる項目の金額は、その内容を示す名称を付した科目をもつて、税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額の次に記載しなければならない。

一 当該事業年度に係る法人税、地方法人税、住民税及び利益に關連する金額を課税標準として課される事業税(以下「法人税、住民税及び事業税」という。)(次号に掲げる項目に該当するもの

2 「同上」

3 第一項第六号の引当金は、退職給付引当金その他当該引当金の設定目的を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

第五十三条 第五十二条第一項第九号に掲げる項目に属する負債のうち、株主、役員若しくは従業員からの長期借入金又はその他の負債で、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の五を超えるものについては、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

(繰延税金資産及び繰延税金負債の表示)

第五十四条 第三十二条第一項第十三号に掲げる繰延税金資産と第五十二条第一項第五号に掲げる繰延税金負債とがある場合には、その差額を繰延税金資産又は繰延税金負債として投資その他の資産又は固定負債に表示しなければならない。

(当期純利益又は当期純損失)

第九十五条の五 「同上」

一 当該事業年度に係る法人税、住民税及び事業税(利益に關連する金額を課税標準として課される事業税をいう。以下同じ。)

を除く。)

二 当該事業年度に係る国際最低課税額（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第八十二条の二第一項に規定する国際最低課税額をいう。）に対する法人税その他当該国際最低課税額に関連する金額を課税標準として課される租税（以下「国際最低課税額に対する法人税等」という。）

三 法人税等調整額（税効果会計の適用により計上される第一号の法人税、住民税及び事業税の調整額をいう。）

2 前項の規定にかかわらず、同項第二号に掲げる項目の金額は、同項第一号に掲げる項目の内容を示す名称を付した科目に含めて記載することができる。この場合においては、当該金額の重要性が乏しい場合を除き、当該金額を注記しなければならない。

3 税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額に第一項各号に掲げる項目の金額を加減した金額は、当期純利益金額又は当期純損失金額として記載しなければならない。

4 前事業年度以前の事業年度に係る法人税、住民税及び事業税の更正、決定等による納付税額又は還付税額がある場合には、第一項第一号及び第二号に掲げる項目の次に、その内容を示す名称を付した科目をもつて記載するものとする。ただし、これらの金額の重要性が乏しい場合には、同項第一号又は第二号に掲げる項目の金額に含めて表示することができる。

（固定負債の区分表示）

「号を加える。」

二 法人税等調整額（税効果会計の適用により計上される前号に掲げる法人税、住民税及び事業税の調整額をいう。）

「項を加える。」

2 税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額に前項各号に掲げる項目の金額を加減した金額は、当期純利益金額又は当期純損失金額として記載しなければならない。

3 法人税等の更正、決定等による納付税額又は還付税額がある場合には、第一項第一号に掲げる項目の次に、その内容を示す名称を付した科目をもつて記載するものとする。ただし、これらの金額の重要性が乏しい場合には、同号に掲げる項目の金額に含めて表示することができる。

（固定負債の区分表示）

第七百七十四条 固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、第四号に掲げる項目以外の項目に属する負債の金額が負債及び純資産の合計額の百分の一以下のもので、他の項目に属する負債と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。

「一・二 略」

三 長期未払法人税等

四 略

2 「略」

3 前条第三項の規定は、第一項第四号に掲げる引当金について準用する。

4 前条第四項の規定は、第一項第六号に掲げる項目に属する負債について準用する。

(中間純利益又は中間純損失)

第九百九十八条 次に掲げる項目の金額は、その内容を示す名称を付した科目をもつて、税引前中間純利益金額又は税引前中間純損失金額の次に記載しなければならない。

一 当中間会計期間に係る法人税、住民税及び事業税（次号に掲げる項目に該当するものを除く。）

二 当中間会計期間に係る国際最低課税額に対する法人税等

第七百七十四条 固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、第三号に掲げる項目以外の項目に属する負債の金額が負債及び純資産の合計額の百分の一以下のもので、他の項目に属する負債と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。

「一・二 同上」

「号を加える。」

三 同上

2 「同上」

3 前条第三項の規定は、第一項第三号に掲げる引当金について準用する。

4 前条第四項の規定は、第一項第五号に掲げる項目に属する負債について準用する。

(中間純利益又は中間純損失)

第九百九十八条 「同上」

一 当中間会計期間に係る法人税、住民税及び事業税

「号を加える。」

- 3 法人税等調整額（税効果会計の適用により計上される第一号の法人税、住民税及び事業税の調整額をいう。）
- 2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる項目については、当該項目を一括して記載することができる。この場合においては、同項第二号に掲げる項目の金額の重要性が乏しい場合を除き、当該金額を注記しなければならない。
- 3 税引前中間純利益金額又は税引前中間純損失金額に第一項各号に掲げる項目（前項の規定により当該項目を一括して記載する場合にあつては、当該項目を一括したもの）の金額を加減した金額は、中間純利益金額又は中間純損失金額として記載しなければならない。

- 4 前事業年度以前の事業年度に係る法人税、住民税及び事業税の更正、決定等による納付税額又は還付税額がある場合には、第一項第一号及び第二号に掲げる項目（第二項の規定により第一項各号に掲げる項目を一括して記載する場合にあつては、当該項目を一括したもの）の次に、その内容を示す名称を付した科目をもつて記載するものとする。ただし、これらの金額の重要性が乏しい場合には、同項第一号又は第二号に掲げる項目（第二項の規定により第一項各号に掲げる項目を一括して記載する場合にあつては、当該項目を一括したもの）の金額を含めて表示することができる。

（固定負債の区分表示）

第二百六十五条 固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない

- 2 法人税等調整額（税効果会計の適用により計上される前号に掲げる法人税、住民税及び事業税の調整額をいう。）
- 2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる項目については、当該項目を一括して記載することができる。
- 3 税引前中間純利益金額又は税引前中間純損失金額に第一項又は前項に規定する項目の金額を加減した金額は、中間純利益金額又は中間純損失金額として記載しなければならない。

- 4 法人税等の更正、決定等による納付税額又は還付税額がある場合には、第一項第一号に掲げる項目の次に、その内容を示す名称を付した科目をもつて記載するものとする。ただし、これらの金額の重要性が乏しい場合には、同号に掲げる項目の金額を含めて表示することができる。

（固定負債の区分表示）

第二百六十五条 「同上」

らない。

「一〇三 略」

四 長期未払法人税等

五〇七 「略」

2 「略」

3 前条第三項の規定は、第一項第五号の引当金について準用する。

4 前条第四項の規定は、第一項第七号に掲げる項目に属する負債について準用する。

（中間純利益金額又は中間純損失金額）

第三百条 次に掲げる項目の金額は、その内容を示す名称を付した科目をもつて、税引前中間純利益金額又は税引前中間純損失金額の次に記載しなければならない。

一 当中間会計期間に係る法人税、住民税及び事業税（次号に掲げる項目に該当するものを除く。）

二 当中間会計期間に係る国際最低課税額に対する法人税等

三 法人税等調整額（税効果会計の適用により計上される第一号の法人税、住民税及び事業税の調整額をいう。）

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる項目については、当該項目を一括して記載することができる。この場合においては、その旨を注記し、かつ、同項第二号に掲げる項目の金額の重要性が乏しい場合を除き、当該金額を注記しなければならない。

3 税引前中間純利益金額又は税引前中間純損失金額に第一項各号に

「一〇三 同上」

「号を加える。」

四〇六 「同上」

2 「同上」

3 前条第三項の規定は、第一項第四号の引当金について準用する。

4 前条第四項の規定は、第一項第六号に掲げる項目に属する負債について準用する。

（中間純利益金額又は中間純損失金額）

第三百条 「同上」

一 当中間会計期間に係る法人税、住民税及び事業税

「号を加える。」

二 法人税等調整額（税効果会計の適用により計上される前号に掲げる法人税、住民税及び事業税の調整額をいう。）

2 前項各号に掲げる項目については、当該項目を一括して記載することができる。ただし、この場合にはその旨を注記しなければならない。

3 税引前中間純利益金額又は税引前中間純損失金額に第一項各号に

掲げる項目（前項の規定により当該項目を一括して記載する場合にあつては、当該項目を一括したもの）の金額を加減した金額は、中間純利益金額又は中間純損失金額として記載しなければならない。

4 前事業年度以前の事業年度に係る法人税、住民税及び事業税の更正、決定等による納付税額又は還付税額がある場合には、第一項第一号及び第二号に掲げる項目（第二項の規定により第一項各号に掲げる項目を一括して記載する場合にあつては、当該項目を一括したもの）の次に、その内容を示す名称を付した科目をもつて記載するものとする。ただし、これらの金額の重要性が乏しい場合には、同項第一号又は第二号に掲げる項目（第二項の規定により第一項各号に掲げる項目を一括して記載する場合にあつては、当該項目を一括したもの）の金額を含めて表示することができる。

掲げる項目の金額を加減した金額は、中間純利益金額又は中間純損失金額として記載しなければならない。

4 法人税等の更正、決定等による納付税額又は還付税額がある場合には、第一項第一号に掲げる項目の次に、その内容を示す名称を付した科目をもつて記載するものとする。ただし、これらの金額の重要性が乏しい場合には、同号に掲げる項目の金額を含めて表示することができる。

様式第五号

【貸借対照表】

(単位： 円)

	前事業年度 (年 月 日)	当事業年度 (年 月 日)
[略]		
負債の部		
[略]		
固定負債		
[略]		
長期未払金	×××	×××
長期未払法人税等	×××	×××
[略]		
[略]		
[略]		
(記載上の注意)		
[1.・2. 略]		

様式第五号の二

【貸借対照表】

(単位： 円)

	前事業年度 (年 月 日)	当事業年度 (年 月 日)
[略]		
負債の部		
[略]		
固定負債		
[略]		
リース債務	×××	×××
長期未払法人税等	×××	×××
[略]		
[略]		
[略]		
(記載上の注意)		

様式第五号

【貸借対照表】

(単位： 円)

	前事業年度 (年 月 日)	当事業年度 (年 月 日)
[同左]		
長期未払金	×××	×××
[同左]		
[同左]		
[同左]		
(記載上の注意)		
[1.・2. 同左]		

様式第五号の二

【貸借対照表】

(単位： 円)

	前事業年度 (年 月 日)	当事業年度 (年 月 日)
[同左]		
リース債務	×××	×××
[同左]		
[同左]		
[同左]		
(記載上の注意)		

[1. ～6. 略]

様式第六号

【損益計算書】

(単位： 円)

前事業年度	当事業年度
(自 年月日 至 年月日)	(自 年月日 至 年月日)

[略]

法人税、住民税及び事業税	×××	×××
国際最低課税額に対する法人税等	×××	×××

[略]

(記載上の注意)

[略]

様式第六号の二

【損益計算書】

(単位： 円)

前事業年度	当事業年度
(自 年月日 至 年月日)	(自 年月日 至 年月日)

[略]

法人税、住民税及び事業税	×××	×××
国際最低課税額に対する法人税等	×××	×××

[略]

(記載上の注意)

[1. ・2. 略]

様式第十七号

【中間貸借対照表】

(単位： 円)

前事業年度	当中間会計期間
(年月日)	(年月日)

[略]

負債の部

[1. ～6. 同左]

様式第六号

【損益計算書】

(単位： 円)

前事業年度	当事業年度
(自 年月日 至 年月日)	(自 年月日 至 年月日)

[同左]

法人税、住民税及び事業税	×××	×××
--------------	-----	-----

[同左]

(記載上の注意)

[同左]

様式第六号の二

【損益計算書】

(単位： 円)

前事業年度	当事業年度
(自 年月日 至 年月日)	(自 年月日 至 年月日)

[同左]

法人税、住民税及び事業税	×××	×××
--------------	-----	-----

[同左]

(記載上の注意)

[1. ・2. 同左]

様式第十七号

【中間貸借対照表】

(単位： 円)

前事業年度	当中間会計期間
(年月日)	(年月日)

[同左]

[同左]

[略]

固定負債

[略]

長期借入金	×××	×××
長期未払法人税等	×××	×××

[略]

[略]

[略]

(記載上の注意)

[略]

様式第十八号

【中間損益計算書】

(単位： 円)

	前中間会計期間	当中間会計期間
	(自 年月日	(自 年月日
	至 年月日)	至 年月日)

[略]

法人税、住民税及び事業税	×××	×××
国際最低課税額に対する法人税等	×××	×××

[略]

(記載上の注意)

[略]

様式第二十四号

【中間貸借対照表】

(単位： 円)

	前事業年度	当中間会計期間
	(年月日)	(年月日)

[略]

負債の部

[略]

固定負債

[略]

[同左]

[同左]

[同左]

長期借入金	×××	×××
-------	-----	-----

[同左]

[同左]

[同左]

(記載上の注意)

[同左]

様式第十八号

【中間損益計算書】

(単位： 円)

	前中間会計期間	当中間会計期間
	(自 年月日	(自 年月日
	至 年月日)	至 年月日)

[同左]

法人税、住民税及び事業税	×××	×××
--------------	-----	-----

[同左]

(記載上の注意)

[同左]

様式第二十四号

【中間貸借対照表】

(単位： 円)

	前事業年度	当中間会計期間
	(年月日)	(年月日)

[同左]

[同左]

[同左]

[同左]

[同左]

リース債務	×××	×××
長期未払法人税等	×××	×××

[略]
[略]
[略]
(記載上の注意)
[略]

様式第二十五号
【中間損益計算書】

(単位： 円)

	前中間会計期間 (自 年月日 至 年月日)	当中間会計期間 (自 年月日 至 年月日)
--	-----------------------------	-----------------------------

[略]

法人税、住民税及び事業税	×××	×××
国際最低課税額に対する法人税等	×××	×××

[略]
(記載上の注意)
[略]

リース債務	×××	×××
-------	-----	-----

[同左]
[同左]
[同左]
(記載上の注意)
[同左]

様式第二十五号
【中間損益計算書】

(単位： 円)

	前中間会計期間 (自 年月日 至 年月日)	当中間会計期間 (自 年月日 至 年月日)
--	-----------------------------	-----------------------------

[同左]

法人税、住民税及び事業税	×××	×××
--------------	-----	-----

[同左]
(記載上の注意)
[同左]

備考 表の [] の記載は注記による。